

令和元年度米子市同和対策審議会

日時 令和元年 5 月 29 日（水） 午後 3 時～午後 4 時

場所 米子市役所本庁舎 3 階 第 2 応接室

議事（報告） 米子市人権問題市民意識調査報告書について
米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン第 2 次改訂について
米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の一部改正について

出席者 委員（12 名）

田後委員（会長）、坂田委員（副会長）、荒川委員、内田委員、梅林委員、河津委員、
佐貫委員、高多委員、高野委員、高橋委員、村中委員、本池委員

米子市

八幡部長、黒見人権政策監、長谷川担当課長補佐、松本担当課長補佐、樋口係長、隠樹主
幹

傍聴者 2 名

発言者	内容
事務局	審議会の開催の成立 部長挨拶 委員紹介
会長	副会長選出。坂田委員を選出。 改めまして社協の会長させていただいております田後と申します。私も今回が 2 回目の出席でございます。まだまだ不慣れな点があると思いますが、皆様方にご協力いただきまして進めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。 それでは会議に先立ちまして、この会議の公開、非公開について皆様に確認をさせていただきたいと思っております。審議会等の会議は、原則として公開するものとなっております。本日の会議は、非公開情報に該当する事項はございませんので、公開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは 5 番目の報告事項に移ります。米子市人権問題市民意識調査報告書について、米子市人権施策基本方針、米子市人権施策推進プラン第 2 次改訂について、それから 3 番目の米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。
事務局	人権政策課の黒見でございます。最初に、米子市人権問題市民意識調査の報告をいたします。資料 1 でございます。実はこれは前回の平成 30 年 3 月の審議会におきましても調査の実施について説明しましたが、初めてこの審議会に出ていらっしゃる委員さんもおられますので、簡単にご説明いたします。本市は昭和 52 年から概ね 5 年ごとにこの市民意識調査を実施しており、前回は平成 24 年に実施しました。平成 17 年に旧米子市と旧淀江町が合併以後は、平成 19 年と 24 年そして今回が 3 回目の市民意識調査となります。この調査は、人権問題に関する市民意識の現状を把握することによりまして、人権問題の解決に向けた成果と課題を明らかにして本市が策定しております、後で資料 2 で説明いたしますが、人権施策基本方針

事務局

とその推進プランの効果などを図る基礎資料として活用することを目的に実施しております。調査しました個別の人権課題は14項目ございまして、今回新たに北朝鮮によって拉致された被害者等に関する人権を加えております。調査対象は、米子市の住民基本台帳から15歳以上80歳未満の市民3,500名を無作為に抽出して調査を行ないました。有効回収率は1,195名、パーセントで言いますと34.5%になります。この結果を受け、11月から2月にかけて回答結果をまとめ、市の職員と外部の有識者である米子市人権・同和教育推進協議会等の皆さまに検討いただき、報告書としてまとめたものでございます。この報告書は昨年の4月に出来ておりまして、既にホームページに載せております。公民館や学校に送っておりますのでご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、今年度からそれぞれ関係団体の事業におきまして、役立てていただいているところです。

今日はこれを全部説明するのは時間のこともありますので、要約のところを主にご説明いたします。この報告書の3ページから6ページが要約書としてまとめております。まず、人権全般についてでございますが、自身の人権が守られていると思う人は91.4%でございまして、前回の平成24年の調査では80.4%、その前の19年では75.3%ということで、少しずつ上がってきております。また、市民の人権に関する活動につきましては、今までは講演会や研修会等に参加するという回答が多かったんですが、今後は、市の広報やホームページ等の啓発資料を見るという回答が多くあり、活動時間の確保が難しくなっていると考えております。より参加しやすい研修会や学習会を開催することや、啓発には、より一層充実していく必要があると考えております。

それでは、同和問題に関する人権について説明いたします。4ページ(2)にまとめております。現在もなお差別が残っていると考えている人は70.8%です。前回は71.6%でしたので、ほぼ横ばいと考えております。また同和地区の人との結婚話になったときあなたはどう思いますかという質問には、59.2%の人が本人の意思を尊重し、結婚を祝福すると答えております。前回は53.3%、前々回は52.2%と少しずつ増加しておりますが、未だに40%の人は素直に結婚を祝福しないという結果になっております。ちなみに、この質問は以前からほとんど変わっていない質問です。

また同和地区の居住につきましては、26.6%の人は避けるとあり前回は28.0%でしたので少しは減ってはおりますが、逆にこだわらないと答えた方は今回40.1%でしたが前回は41.6%と、逆に減った結果になっています。

これらの調査結果は、市の部局長で構成しています米子市人権施策推進会議に報告し、各部局の所管の事務の中にあります人権課題を把握し、各業務に反映することを全庁的に確認したところでございます。簡単ですが、全体の調査概要と同和問題に関する人権について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、(2)米子市人権施策基本方針及び推進プランの第2次改訂についてご説明いたします。これは資料2になります。この人権施策基本方針というのは、

事務局

平成18年に策定後、平成24年に1次改訂をしており、このたび7年ぶりに2次改訂版を策定しました。今回の改訂の趣旨でございますが、基本はこれまでの基本方針とその推進プランを継承することとしておりますが、平成28年に差別解消三法と言われております障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が続けて施行されるなど、今の社会情勢や新しい法律、制度に対応するとともに、先ほど説明しました平成29年度に実施した米子市人権問題市民意識調査の結果を反映させるとともに、以前より認識が高まった人権問題を加え、第2次改訂を実施したところでございます。この第2次改訂につきましては、庁内の担当課長を含め、米子市人権施策推進会議の分野別の代表幹事である課長等で意見をまとめ、人権教育推進会議の課題別部会におきまして外部意見を聴取し、さらに今年2月からパブリックコメントも実施させていただきました。

それらの結果を基に改訂し、全部で44ページございますので、全ての説明は省略させていただきますが、今回の改訂の要点だけをご説明いたします。

資料2の3ページをご覧くださいませでしょうか。この真ん中あたりに「4 人権問題への取組」という項目がございます。この度の改訂は、基本は先ほど申しましたように前回の推進プランを継承しておりますが、人権課題の多様化が進んでいるところから、今までは「その他様々な課題に関する人権施策」としていたところを、「多様化する人権課題に関する施策」と改めました。そして、新たに東日本大震災をはじめ災害が多発し、災害被災者の人権問題について、啓発や配慮が必要だということから、多様化する人権課題に関する施策に「災害被災者に関する人権施策」を追加いたしました。また、職場や学校におきますハラスメントやアイヌの人々の人権につきましても、今回新たに記載したところでございます。

8つのそれぞれの人権の課題のうち、「同和問題に関する人権施策」について説明いたします。11ページをお開きください。現状と課題につきましては、過去からの取組や平成28年12月に施行されました部落差別解消推進法のこと、また、平成29年9月に実施しました人権問題市民意識調査の結果、最近のインターネットを利用した差別事例などを記載したところでございます。

これらの現状から基本方針と致しまして、(1) 部落差別解消推進法の趣旨に基づく施策の推進ということ掲げまして、部落差別のない社会を実現することが、いろいろな人権課題の解決の根っこの部分とも言えるかと思っておりますので、引き続き課題の解消に向けて推進してまいりたいと思っております。

資料3の条例改正につきまして説明いたします。これは、今年の3月議会で条例改正をしたものでございます。平成17年の3月に旧淀江町と合併したときに「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくするという条例」を制定しまして、これを根拠にいろいろな施策を推進してきたところですが、平成28年に部落差別解消推進法、障害者差別解消法などいわゆる差別解消三法が施行されたことを受けまして、本市における人権施策の一層の推進を図るため、部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の差別

<p>会 長</p>	<p>の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえるということで、第1条に法令の趣旨に準拠することをここに明記致しますとともに、第5条として新しく1条設け、相談体制の充実に努めることと致しました。これを3月の議会で議決いただきまして、3月28日から施行したところでございます。駆け足ですが、以上で昨年度の取組をまとめてご報告させていただきました。</p>
<p>A委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、この件に関しまして何かご質問がある方は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初のアンケートですけれど、この3,500人に対しての1,195人は統計上妥当なものなのかどうかと、例えば有効回答率が3,500人に対して1,195人は他のアンケート調査と比べて低いのか高いのか。</p>
<p>A委員</p>	<p>統計的にはクリアはしておりますが、他のアンケート結果と比べて高いか低いかは承知しておりません。</p>
<p>事務局</p>	<p>要はこの回答の構成を見たときに、15歳から19歳の回答者が54人ということで、多分抽出者は500人だと思うんですが、1割くらいの人しか回答しておられません。20歳代の方も同じようなもの。無作為抽出ではありながら偏った回答になっているのではないかという意見です。</p>
<p>A委員</p>	<p>一般的に市役所が行う大きなアンケートというのは大体3,000人前後で調査しているのが一般的です。ただ委員さんが言われたように、それが本当に統計上有意なデータになるのかどうかということについてはいろいろな意見がありますが、あくまでも統計というのは継続性がある程度必要になってきます。この継続性に関していえば、同じような環境で調査させていただいていますので、一定の信頼度というのは担保されるのかなと考えております。ただ今委員さんが言われたのは、この調査だけではなくて、今後特に数字をどういう具合に使うかというのは全庁的な課題だというふうを考えておまして、その辺りは今後、データの読み方については、もっともっと整理する必要があるのではないかと考えているところです。ただこれについては先ほど言いましたように、継続性ということで、このやり方ですとやっていますので、ご理解をいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それともう1点この条例ですが、もう改定されているわけですが、例えば体制の充実に努めるんじゃないなくて、相談体制についてワンランク上がるような書き方として、図るとかを使うべきと思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>今でも相談体制はできていますが、さらに充実に努め、今以上のものを作りたいということで、こういう表現を使わせていただきました。</p> <p>計画とかを作るときには図るものとするというような表現をよく使います。ただ条例に関しては一般的には、しなければならないというような義務規定とか、そうじゃなかったら努めなければならないとか努めるようにするとかという言い方はしますが、要は体制の充実に努めることと致しますので、そういうような条例の書き方であるということをご理解いただければと思います。</p> <p>ただ問題は実際に体制の充実が図られているのかどうか、この体制で十分かどうか</p>

B 委員	<p>かということ、今日お集りの皆さん方からご意見等を頂戴できればと思います。</p> <p>この意識調査の報告書は5年ごとにやっていたらということなので、継続的にやってデータをとる状態だと思っんですけども、その一方この文面を見ると新しく設問が変えられているものがあります。すいませんが、設問の一覧が最後に載っていますので、どれが今回新しくされた設問なのか教えていただけますでしょうか。134ページから設問があるんですけども、この度のアンケートから新しく追加したあるいは変えた設問とか。</p>
事務局	<p>先程言いました LGBT や北朝鮮による拉致の設問は新しく作ったんですが、少し変えたものや、変えていない設問もございますが、詳しい資料が手元にありませんので、改めて回答させていただきます。</p>
C 委員	<p>先ほどの問題もありましたけど、外国人の方とかそれから災害に遭われた方のごときなど、時代に合わせた面も必要と思うんですね。</p> <p>娘が18歳か19歳ぐらいの時にアンケートが1度きたんですが、とても10代の若者が読み込める設問の文章ではなかったんです。その時点でもう放り出しました。分かりにくい、答えにくいというのがまず若者の関心をそいでしまっているのではないかなと思うんです。それと申し訳ないですけど、アンケートの性別のところは LGBT、性的マイノリティーの人権を言うのであれば、性別欄に答えたくない欄を作るべきだと私は思います。男か女かを問う必要性についても配慮いただきたいと思っすし、誰でも答えやすい工夫をしていただきたいと思っす。せめて関心があるところだけでも答えるとか、全部に答えることは、私でも嫌かなと思っす。行政用語過ぎて、読み込めませんでした。</p>
事務局 A 委員	<p>次回実施する際には、検討してきちんとさせていただきたいと思っす。</p> <p>あまり読んでないから分からないんですけど、災害被害者の人権という新しい課題ですけども、その中で特に例えば原子力の防災に一生懸命取り組んでおられる中で、やはり今の福島から疎開されて来ておられる方とか、実際に相当な差別を受けておられるという実態があるみたいですが、この米子みたいな地域もあながち関係ないというわけでもないと思うので、少し考えても良いのかなという気がしないでもない。何か今後の展開として考えてもらいたいと思っす。</p>
事務局	<p>このことにつきましては、最近は公民館でやっていたところもありまっすし、隣保館でも避難して来られた方と支援している方、お二人鳥取から来ていただいて講演会をした実績もございませう。</p> <p>米子市も様々な課題に対して取り組みをさせていただきたいと思っすので、ご意見をいただければありがたいと思っす。</p>
C 委員	<p>今、委員さんが言われたように福島で震災が起きたときに、米子港に物資を集め自主的に活動された方々がいらっしゃいましたが、その時は本当にたくさんの方が物資を持って行かれました。自分で車出された方が私の周りにもいらっしゃいました。そうしたらその福島の廃材が米子に来るんじゃないかとなった時に、その方たちが、声を大にしてそんなもん来てもらったら迷惑だっておっしゃった時に、この</p>

<p>会長</p>	<p>感覚というか、無意識にやってしまう言動や行動は何なんだろう。ボランティアでは手を差し伸べるけど、廃材については、私は専門家じゃないんで分からないですけど、そういうことになったときに、すごくこのような発言を多くの方から聞き、すごく悲しいなあという気がして、やっぱりそういうところもきちっと市として対応していただきたいと思います。</p> <p>人権が守られている、守られていないということが分かっていないのではないかなとか、もう1つ言うならば、結婚差別がもう今から10年ぐらい前からはっきり言ったら変わっていないですよ。そう考えたら同和問題の結婚差別に対する拒否意識っていうのは根強いなと全然良くなってないなと思いますし、インターネット見ても、ものすごく差別的に書かれていると考えたら、もうちょっと市としてもそこを捉えたものやっていたきたいし、条例の中にもそのインターネットのことも入れて欲しいと思います。</p> <p>インターネットとかSNSとか、良いこともたくさんありますけども、近年、その弊害が随分言われる時代となりました。特に子どもの現場におきましても随分と広がりましたので、そういうことも合わせて皆さんに知っていただくようにするのは大事かもしれません。</p> <p>他にいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは報告を終了致しまして、議題の6番目その他に入ります。その他で委員の皆さんの方から何かございませんでしょうか、ございませんか。事務局の方は何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この審議会でございますが、最近では平成28年3月29日に同和対策事業による個人的給付事業の見直しを諮問させていただきました。委員さんも変わりましたが、その際、委員の皆様から見直しへの明確な根拠を示していただいた上で答申するとご意見をいただきました。その後、事務局でいろいろ検討したんですが、求められた資料が結局提出できなく、平成30年3月28日、1年前でございますが、関係団体の皆さまと意見交換を重ねて、今後も協議をしていくということで諮問は取り下げさせていただきました。</p> <p>その後のことを少しご報告させていただきます。昨年4月から、関係団体の皆さまと何度も協議をさせてもらいまして、今後大切なのは部落差別解消推進法にあります、教育・啓発それと相談体制の充実、特に教育と啓発することだと関係団体の方にも理解を得たところです。個人的給付事業の見直しにつきましては、個人的給付事業は3つありますが、米子市の特定新規学卒者就職支度金については昨年度で終了し、同和対策進学奨励金の給付につきましては、新規申し込みは今年度を最後に、今継続している人は大学等の終了までは給付するというように、そして固定資産税の減免につきましては引き続き協議しながら実施させてもらうということで、今年度実施しております。</p> <p>その中で個人給付的的事业については、廃止ありきということではなく、本当に大切なのは全体的事業として、啓発、教育を今後どのようにやっていくのか、いろいろご意見伺いながら、実施していくことだと考えております。差別はあるとこの推</p>

	<p>進プランにも書いていますし、また、法律にもはっきり明記があります。私どももそれを認識し、引き続き、教育、啓発等を推進していきたいと考えております。</p> <p>余談になりますけど、委員の皆様の中にもご出席されている方もあるかと思いますが、鳥取県同和対策協議会というのがございます。3つの分科会がございますが、その中の例えば教育・啓発部会におきましては、昨年度の取組として、新しい先生のために学習資料を作り、それを今年の4月から学校に配布されています。今年度の事業としましては、市民啓発向けのパンフレットを作成中でございます。またインターネット部会というのがありますが、米子市もそこに参加しまして、県全体でインターネット、SNSを使った差別事例に対して、取り組んでいこうとしております。また、当事者支援部会というのもございますが、法律では差別の調査は国がするとなっております、国は今年の2月、各市町村と教育委員会に、この5年間の差別の実態の調査をしました。これは全国的にやっています、5月頃の締め切りになっておりますので、国が今結果をまとめているところだと思います。鳥取県同和対策協議会では、この他にも独自に調査を計画しており、私どももその会で意見を言っているところです。</p> <p>県の施策もいろいろございますが、市としても同和問題の解決に向けていろいろな啓発、教育を進めていくこととしております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。引き続き市の方から、今の政策の変更と啓発についてこれからも力を入れていくという説明がありましたけれども、委員の皆さんの方で何か聞いてみたいことやご質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p>
C委員	<p>何度も言ってますいません。インターネットにさらされている部落問題やいろんな問題について、市としても取り組みを考えていただきたいです。</p> <p>私たちの日常が脅かされているわけです。そこは市としてインターネットの取り組みを考えていただきたいです。</p>
会長	<p>これは同和問題に限らず、ありとあらゆる分野で、いろんなことが出てくると思います。他にご意見はございますか。</p>
事務局	<p>それでは事務局の方から1つ。今後の審議会の開催についてご説明させていただきます。米子市同和対策審議会の委員様の任期が令和元年8月20日で満了になります。改めて、お願いの依頼をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、議事録を作成する際に、同和地区を特定するなどの発言につきましては会長、副会長と協議の上、削除させていただきますのでご了承ください。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それではこれを持ちまして閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>本日はどうもありがとうございました。以上で米子市同和対策審議会を閉会いたします。</p>